（電気事業法施行令の一部改正）

第七条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「経済産業省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第八条第一項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に改める。

（人事管理官を置く機関を指定する政令の一部改正）

第八条　人事管理官を置く機関を指定する政令（昭和四十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五号を削る。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第九条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一三、七二五人」を「一三、六五六人」に改め、同表厚生労働省の項中「三二、二一四人」を「三二、二一三人」に改め、同表経済産業省の項中「八、一五一九人」を「八、一五六人」に改め、同表環境省の項中「一、五二一人」を「二、〇一〇人」に改め、同表合計の項中「二九四、五三六人」を「二九四、五三七人」に改める。

（大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正）

第十条　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「第五十三条第三号」を「第五十三条第二号」に改める。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「環境省　原子力規制委員会」を「環境省　原子力規制委員会」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第八号中「第十七条」を「第十九条」に改め、同条第二十二号中「独立行政法人放射線医学総合研究所法第十七条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令」を「独立行政法人放射線医学総合研究所法第十九条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令」に改める。

（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令の一部改正）

第十三条　周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　原子力規制委員会

（原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正）

第十四条　原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項ただし書中「蓋然性」を「蓋然性（がいぜんせい）」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項及び第四項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第二条中「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（関係周辺都道府県知事の要件）

第二条の二　法第七条第二項前段の政令で定める要件は、その区域の全部又は一部が当該原子力事業所（実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。以下同じ。）が設置されているものに限る。）の周囲三十キロメートルの区域内にある都道府県であって、当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号ロ又はニに掲げるものを除く。）が作成されているものであることとする。

第三条中「第七条第二項」を「第七条第二項後段」に改め、同条第一号中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削り、同条第二号及び第三号中「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改める。

第四条第三項中「すべて」を「全て」に、「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第四項第二号及び第三号中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同項第四号中「主務省令」を「原子力規制委員会規則・国土交通省令」に改め、同項第五号中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十三条第一項第一号に掲げる原子炉（第六条第四項第四号において「実用発電用原子炉」という。）」を「実用発電用原子炉」に、「主務省令」を「原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）」に改める。

第六条第一項中「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同条第四項第一号及び第二号中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同項第四号中「主務省令」を「原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）」に改める。

第九条中「主務大臣」を「内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣」に、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改める。

第十一条の見出しを「（命令への委任）」に改め、同条中「手続及び」を「手続は内閣府令・原子力規制委員会規則で、」に、「、主務省令」を「内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係るものにあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）」に改める。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第十五条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表独立行政法人原子力安全基盤機構の項中「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、「及び第二号」を削る。

（独立行政法人放射線医学総合研究所法第十七条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令の一部改正）

第十六条　独立行政法人放射線医学総合研究所法第十七条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十二年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人放射線医学総合研究所法第十九条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令

第一条中「第十七条」を「第十九条」に改める。

（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十七条　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十三条第一項第一号」を「第四十三条の四第一項」に改め、同条第二号中「原子炉等規制法第二十三条第一項第三号に該当する」を削り、「高速増殖炉をいい」の下に「、発電の用に供するものを除き」を加え、同条第四号中「第二十三条第一項第一号及び第四号に掲げる原子炉」を「第二条第五項に規定する発電用原子炉」に改める。